

○経済産業省告示第百二十三号

冷凍保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十一号）第四十三条第二項及び第五十五条の十二第三項、液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十二号）第八十条第二項及び第九十二条の七の十三第五項、一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）第八十二条第二項及び第九十四条の七の十三第五項並びにコンビナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八号）第三十七条第二項及び第四十九条の七の十三第五項の規定に基づき、平成十七年経済産業省告示第八十四号（保安検査の方法を定める告示）の一部を次の表のように改正する。

令和七年八月二十九日

経済産業大臣 武藤 容治

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
保安検査の方法は、次の表の上欄に掲げる区分	保安検査の方法は、次の表の上欄に掲げる区分

に
応
じ
、
そ
れ
ぞ
れ
同
表
の
下
欄
に
掲
げ
る
も
の
と
す
る。

製 造 施 設	保 安 検 査 の 方 法
一 冷凍保安規則の 適用を受ける製造 施設	一 高压ガス保安協 会規格K H K S 0 8 5 0 4 (2 0 2 4) 保安検査 基準（冷凍保安規 則関係）
二 液化石油ガス保 安規則の適用を受 ける製造施設（第 六号に掲げる製造	二 高压ガス保安協 会規格K H K S 0 8 5 0 2 (2 0 2 4) 保安検査

に
応
じ
、
そ
れ
ぞ
れ
同
表
の
下
欄
に
掲
げ
る
も
の
と
す
る。

製 造 施 設	保 安 検 査 の 方 法
一 冷凍保安規則の 適用を受ける製造 施設	一 高压ガス保安協 会規格K H K S 0 8 5 0 4 (2 0 1 1) 保安検査 基準（冷凍保安規 則関係）
二 液化石油ガス保 安規則の適用を受 ける製造施設（第 六号に掲げる製造	二 高压ガス保安協 会規格K H K S 0 8 5 0 2 (2 0 1 7) 保安検査

施設を除く。）	三 一般高压ガス保安規則の適用を受ける製造施設（第七号及び第九号に掲げる製造施設を除く。）
基準（液化石油ガス保安規則関係（スタンド関係を除く。））	三 高压ガス保安協会規格KHK S 0850—1（2024）保安検査基準（一般高压ガス保安規則関係（スタンド及びワールド・エバポレータ関係を除く。））

施設を除く。）	三 一般高压ガス保安規則の適用を受ける製造施設（第七号に掲げる製造施設を除く。）
基準（液化石油ガス保安規則関係（スタンド関係を除く。））	三 高压ガス保安協会規格KHK S 0850—1（2017）保安検査基準（一般高压ガス保安規則関係（スタンド及びワールド・エバポレータ関係を除く。））

	四 コンビナート等 保安規則の適用を 受ける製造施設（ 次号から第九号ま でに掲げる製造施 設を除く。）	
五 コンビナート等 保安規則の適用を	四 高圧ガス保安協 会規格KHKS 0850―3（2） 024）保安検査 基準（コンビナ ート等保安規則関係 （スタンド及びコ ールド・エバポレ ータ関係を除く。 ））	五 高圧ガス保安協 会規格KHKS

	四 コンビナート等 保安規則の適用を 受ける製造施設（ 次号から第八号ま でに掲げる製造施 設を除く。）	
五 コンビナート等 保安規則の適用を	四 高圧ガス保安協 会規格KHKS 0850―3（2） 017）保安検査 基準（コンビナ ート等保安規則関係 （スタンド及びコ ールド・エバポレ ータ関係を除く。 ））	五 高圧ガス保安協 会規格KHKS

受ける製造施設であつて、輸入された液化天然ガスを直接受け入れ、当該液化天然ガス又はこれを気化した天然ガスを他の施設に送り出すためのもの（次号及び第七号に掲げる製造施設を除く。）	0850―7（2） 024）保安検査 基準（LNG受入基地関係）
六 製造設備が液化石油ガススタンド	六 高压ガス保安協会規格KHKS

受ける製造施設であつて、輸入された液化天然ガスを直接受け入れ、当該液化天然ガス又はこれを気化した天然ガスを他の施設に送り出すためのもの（次号又は第七号に掲げる製造施設を除く。）	0850―7（2） 018）保安検査 基準（LNG受入基地関係）
六 製造設備が液化石油ガススタンド	六 高压ガス保安協会規格KHKS

(液化石油ガス保安規則第二条第一項第二十号に定める液化石油ガススタンズ又はコンビナート等保安規則第二条第一項第十四号に定める特定液化石油ガススタンズをいう。)である製造施設	七 製造設備が天然ガススタンズ(一
0850―6(2)保安検査基準(液化石油ガススタンズ関係)	七 高圧ガス保安協会規格KHKS

(液化石油ガス保安規則第二条第一項第二十号に定める液化石油ガススタンズ又はコンビナート等保安規則第二条第一項第十四号に定める特定液化石油ガススタンズをいう。)である製造施設	七 製造設備が天然ガススタンズ(一
0850―6(2)保安検査基準(液化石油ガススタンズ関係)	七 高圧ガス保安協会規格KHKS

般高压ガス保安規則第二条第一項第二十三号に定める圧縮天然ガスタンド若しくは同項第二十四号に定める液化天然ガスタンド又はコンビナート等保安規則第二条第一項第十五号に定める圧縮天然ガスタンド若しくは同項第十	0850―5(2)	024	保安検査基準（天然ガススタンド関係）
---	-----------	-----	--------------------

般高压ガス保安規則第二条第一項第二十三号に定める圧縮天然ガスタンド若しくは同項第二十四号に定める液化天然ガスタンド又はコンビナート等保安規則第二条第一項第十五号に定める圧縮天然ガスタンド若しくは同項第十	0850―5(2)	017	保安検査基準（天然ガススタンド関係）
---	-----------	-----	--------------------

五号の二に定める 液化天然ガススタン ドをいう。）で ある製造施設	八 コンビナート等 保安規則の適用を 受ける製造施設で あつて、液化石油 ガスを液化石油ガ ス岩盤貯槽に受け 入れ、当該液化石 油ガスを他の施設 に送り出すための
	八 高圧ガス保安協 会・独立行政法人 エネルギー・金属 鉱物資源機構共同 規格KHK／JO GMECS0 850―8（20 24）保安検査基 準（液化石油ガス

五号の二に定める 液化天然ガススタン ドをいう。）で ある製造施設	八 コンビナート等 保安規則の適用を 受ける製造施設で あつて、液化石油 ガスを液化石油ガ ス岩盤貯槽に受け 入れ、当該液化石 油ガスを他の施設 に送り出すための
	八 高圧ガス保安協 会・独立行政法人 石油天然ガス・金 属鉱物資源機構共 同規格KHK／J OGMECS0 850―8（20 18）保安検査基 準（液化石油ガス

もの	もの
九 製造設備が圧縮水素スタンド（一般高圧ガス保安規則第二条第一項第二十五号に定める圧縮水素スタンド又はコンビナート等保安規則第二条第一項第十五号の三に定める圧縮水素スタンドをい	九 高圧ガス保安協会・一般財団法人カーボンニュートラル燃料技術センター共同規格KHK/JPECS 085019（2024）保安検査基準（圧縮水素スタンド関係）

もの	もの
九 製造設備が圧縮水素スタンド（一般高圧ガス保安規則第二条第一項第二十五号に定める圧縮水素スタンドをい	九 高圧ガス保安協会・一般財団法人石油エネルギー技術センター共同規格KHK/JPECS 085019（2018）保安検査基準（圧縮水素スタンド関係）

う。）である製造 施設	
う。）である製造 施設	

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和七年九月一日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の表の規定の適用については、この告示の施行の日から起算して一年を経過する日までの間は、なお従前の例によることができる。